

変更後（新）	変更前（旧）
糸満市真栄里地区企業誘致事業（商業・ターミナルゾーン）開発条件書（P6～P7） 5．開発条件 ・様式①-A1～⑧-D1D2 に、募集要項の評価基準に対応する計画提案を作成すること。 （１）必須項目 ＜略＞ （２）建築物等の用途の制限 ・以下の建築物は計画してはならない。 1) 住宅 2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5) 自動車教習所 <u>6) 畜舎（動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）</u> 7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8) ナイトクラブ 9) 危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 10) 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 【削る】 <u>11)</u> 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物	糸満市真栄里地区企業誘致事業（商業・ターミナルゾーン）開発条件書（P6～P7） 5．開発条件 ・様式①-A1～⑧-D1D2 に、募集要項の評価基準に対応する計画提案を作成すること。 （１）必須項目 ＜略＞ （２）建築物等の用途の制限 ・以下の建築物は計画してはならない。 1) 住宅 2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5) 自動車教習所 6) 畜舎 7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8) ナイトクラブ 9) 危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 10) 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 11) 自動車修理工場 12) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物